

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

お済みになりましたか

軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は平成30年度の軽自動車税は課税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄された方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。



軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	周防大島町役場 各総合支所・出張所
軽自動車2輪 (125cc超～250cc以下)	全国軽自動車協会連合会山口事務所 ☎083(922)8877
2輪の小型自動車(250cc超)	山口運輸支局 ☎050(5540)2073
3輪・4輪軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所(コールセンター) ☎050(3816)3085

◆軽自動車税減免申請の手続きについて

平成29年度に減免該当された方は「更新」対象者として、3月中旬に減免継続のための確認用通知書を送付しますので、内容を確認の上、期限までに手続きをしてください。

■問い合わせ 税務課 ☎0820(74)1008

今月の納期(普通徴収)

【第4期分】	固定資産税
【第8期分】	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料
納期限 2月28日(水)	

周防大島町
交通事故発生状況
(平成29年12月末現在)

人身交通事故(前年比)		
件数	死者	傷者
32(-5)	1(±0)	46(-7)

物損事故件数(前年比)
280(-44)

発行◆山口県周防大島町
編集◆政策企画課(周防大島町大字小松126-2)
☎0820(74)1007
印刷◆中村印刷㈱ ※広報すおう大島は再生紙を使用しています。